

消防法施行令別表第一（抜粋）

(1) 項	イ	劇場、映画館、演芸場、観覧場
	ロ	公会堂、集会場
(2) 項	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ等
	ロ	遊技場、ダンスホール
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等
	ニ	カラオケボックス、ネットカフェ等
(3) 項	イ	待合、料理店等
	ロ	飲食店
(4) 項		百貨店、物品販売業を営む店舗、展示場
(5) 項	イ	旅館、ホテル、宿泊所等
(6) 項	イ	病院、診療署、助産所
	ロ	老人短期入所施設、有料老人ホーム等
	ハ	老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム等
	ニ	幼稚園、特別支援学校
(9) 項	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場等
(16) 項	イ	複合用途防火対象物（(1) 項～(4) 項、(5) 項イ、(6) 項又は(9) 項イの用途を含むもの）
(16の2) 項		地下街
(16の3) 項		準地下街

お問い合わせ

有明広域行政事務組合消防本部予防課 指導係 0968-73-5273
 荒尾消防署 予防係 0968-63-1121
 玉名消防署 予防係 0968-73-7117